

## 議第126号

呉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
呉市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

### 呉市印鑑条例の一部を改正する条例

呉市印鑑条例（昭和62年呉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| (登録申請の確認)  | (登録申請の確認)  |
| 第4条 略  | 第4条 略  |
| 2 略  | 2 略  |
| 3 市長は、次に掲げる方法のいずれかにより、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、前項の手続を省略することができる。<br>(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であつて本人の写真を <u>ちよう付したもの</u> を提示させること。 | 3 市長は、次に掲げる方法のいずれかにより、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、前項の手続を省略することができる。<br>(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であつて本人の写真を <u>貼付したもの</u> （以下「 <u>本人確認書類</u> 」と <u>いう</u> 。）を提示させること。 |
| (2) 略  | (2) 略  |
| (印鑑登録証明書の交付申請)   | (印鑑登録証明書の交付申請)   |
| 第14条 登録者は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、所定の申請書に印鑑登録証を添えて、市長に提出しなければならない。   | 第14条 登録者は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、所定の申請書に印鑑登録証を添えて、市長に提出しなければならない。 <u>ただし、本人確認書類を市長に提示したときは、印鑑登録証の添付を省略して申請することができる。</u>   |
| (印鑑登録証明書の交付申請の不受理)   | (印鑑登録証明書の交付申請の不受理)   |
| 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録証明書の交付の申請を受理しないものとする。<br>(1) 略   | 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録証明書の交付の申請を受理しないものとする。<br>(1) <u>登録者に係る印鑑登録証の提出及び本人確認書類の提示がないとき。</u><br>(2) 略<br>(3) <u>本人確認書類が著しく汚損し、又はき損しているため、印鑑登録証明書の交付を受けようとする者が本人である</u>            |

|  |   |
|--|---|
|  | <u>ことの確認ができないとき。</u>  |
| (2) 略<br>(印鑑登録証明書の交付)  | (4) 略<br>(印鑑登録証明書の交付)   |
| 第16条 市長は、印鑑登録証明書の交付の申請を受理したときは、印鑑登録証、 <u>登録事項等を印鑑登録原票と照合し</u> 、当該申請が適正であることを確認の上、印鑑登録証明書を当該申請をした者に交付するものとする。   | 第16条 市長は、印鑑登録証明書の交付の申請を受理したときは、 <u>当該申請に係る事項</u> 、印鑑登録証（第14条ただし書の規定による申請の場合は、本人確認書類）及び印鑑登録原票の <u>登録事項を照合し</u> 、当該申請が適正であることを確認の上、印鑑登録証明書を当該申請をした者に交付するものとする。  |
| 2 略<br>(代理申請等)   | 2 略<br>(代理申請等)  |
| 第17条 第3条、第9条第1項、第12条若しくは第14条の申請、第4条第2項の回答書の持参、第8条及び第9条第2項の印鑑登録証若しくは第16条第1項の印鑑登録証明書の受領又は第10条若しくは第11条第1項の届出を行おうとする者が、病気その他やむを得ない事由により自ら行うことができないときは、代理人によりこれを行うことができる。この場合において、第3条若しくは第12条の申請、第4条第2項の回答書の持参又は第10条の届出については、委任の旨を証する書面を添えなければならない。 | 第17条 第3条、第9条第1項、第12条若しくは第14条の申請（同条ただし書の規定による申請を除く。）、第4条第2項の回答書の持参、第8条及び第9条第2項の印鑑登録証若しくは第16条第1項の印鑑登録証明書の受領（第14条ただし書の規定による申請に係るものを除く。）又は第10条若しくは第11条第1項の届出を行おうとする者が、病気その他やむを得ない事由により自ら行うことができないときは、代理人によりこれを行うことができる。この場合において、第3条若しくは第12条の申請、第4条第2項の回答書の持参又は第10条の届出については、委任の旨を証する書面を添えなければならない。 |
| 2・3 略  | 2・3 略   |

## 付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

## （提案理由）

印鑑登録証明書の交付に係る申請方法の変更等をするため、この条例案を提出する。